

医療法人 平和会 受託実習生受入れ要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、医療法人 平和会における受託実習生の受入れに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「受託実習生」とは、医師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医療事務職等の医療関係業務従事者の養成を目的とする学校もしくは養成所又は医療関係団体等(以下「養成機関等」という)の学生・生徒で当該養成機関等の長からの実習委託の申出に基づき、当法人より実習生として受入れを許可された者をいう。

(申請)

第3条 養成機関等の長は、学生・生徒の実習を病院に委託しようとする場合、実習開始前までに実習委託依頼文書を当法人 理事長に提出するものとする。

(許可)

第4条 理事長は、前条に規定する依頼があった場合は、法人の業務に支障がないと認められる場合限り受入れを許可する。

2 理事長は、前項の規定により受託実習生の受入れを許可したときは、当該養成機関等の長に受託実習生受入の連絡を実施する。

(災害補償)

第5条 受託実習生の当法人における実習中に発生した事故に係る補償については、当法人はその責めを負わない。

(受託実習料)

第6条 養成機関等の長は、受託実習生の受託実習料を受入期間に応じて納付しなければならない。

2 受託実習料の額は、別表1に掲げる額(消費税及び地方特別消費税別途)とする。ただし、理事長が認めた場合は、この限りでない。

3 養成機関等の申し入れ実習委託料が別表の金額を上回る場合は、養成機関等の申し入れ金額とする。

4 既納の受託実習料は、返還しない。ただし、理事長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(受託実習生の遵守義務)

第7条 受託実習生は、各種法令のほか当法人の諸規則を遵守し、実習責任者の指示に基づき実習を行わなければならない。

2 受託実習生は、実習開始日までに当法人が定める誓約書・実習チェック表の内容を確認の上で署名し提出しなければならない。

(実習の停止及び許可の取り消し)

第8条 受託実習生が前条の規定に違反し、または受託実習生としてふさわしくない行為があった場合は、理事長は当該受託実習生の実習を停止、または許可を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により実習を停止または実習の許可を取り消すときには、これを養成機関等の長に通知する。

(損害賠償等)

第9条 受託実習生の養成機関等の長は、当該受託実習生の故意又は過失により当法人の事業・施設・設備等に損害を与えた場合は、法令等の定めるところにより損害賠償等の責任を負うものとする。

(事務)

第10条 受託実習生の受入れに関する事務は、事務部において処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、受託実習生に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

別表1

受託実習料（消費税及び地方特別消費税別途）

単位	料金	備考
半日	2,000 円	4 時間以内
1 日	3,000 円	4 時間を超えて 8 時間以内

※料金は、受託実習生1人当たりの金額を示す。